

文化財保存事業等 助成応募要領

一般財団法人 弓田八平会津歴史文化保護財団

1. 助成の趣旨

一般財団法人弓田八平会津歴史文化保護財団(以下「当財団」という)は、会津若松市を中心とする地域に関する歴史的遺産および文化財の調査、研究、保全、周知活動を支援します。これらを次世代に継承し、会津文化のさらなる発展に寄与することを目的として、本助成事業を実施いたします。

2. 助成の概要

① 助成対象

イ. 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」と言う)の規定により指定又は登録された文化財、無形文化財、広報活動なども含む。92条に規定する福島県文化財保護条例の規定により文化財(以下「県指定文化財」と言う。)並びに会津若松市文化保護条例や会津地域の市町村が定めた文化財の保護や調査研究、保全、広報活動を行い、それらを次世代に継承していく為の費用。

ロ. 保護や調査研究、保全、保護、広報活動、修復や工法などに伴い、社会的意義の高いものを対象とします。

ハ. 会津地域の市町村や民間、団体を対象とする。

② 応募資格

イ. 保存、修復、広報を必要とする民間・団体および個人です。事情により管理責任者による申請も認めることがあります。所有権を証明できる資料が必要な場合は提出して頂くことがあります。

ロ. 営利企業等及びその関係者はお申込みできません。

ハ. 営利目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人及び個人はお申込みできません。

ニ. 申請者は、本財団の同一年度の助成に複数応募することは出来ません。

なお、複数応募が判明した場合は、失格となることがあります。

③ 助成金額

イ. 1件あたり300万円以内とします。

ロ. 原則として、総事業費から公的な助成金(国・県・市町村等)を差し引いた額の3分の2を上限とし、理事会にて決定する。

④助成金使途

イ. 助成対象物の保存、修復、広報事業に直接必要となる費用。

⑤助成期間

イ. 当財団が助成を決定した月から1年間を原則としますが、事情により開始月の変更及び複数年にわたる使用も認めます。なお、複数年の採択となる場合の助成金は、保存修復の費用の支払いに併せ、各年分割でお支払いします。事業の開始月は4月1日から翌年3月末日の期間とします。

3. 応募期間

各年度から4月1日から翌年3月末日まで。

4. 応募方法

応募にあたっては、別紙「応募手順」に基づき、応募願います。

<応募手順>

①本財団の専用応募用紙を使用願います。

②「助成申込書」の作成

③「助成申込内容」の作成

④「見積書」など費用の明細

⑤「推薦書」があれば提出資料願います。

(応募に際しては、公的機関や専門家の方のご推薦などやパンフレット他法人・団体の概要が分かる資料など)ほかに当財団が必要と認めるもの。

⑥ 当財団が必要とした資料

<ご注意>

※応募完了後は助成申込書、助成申込内容、見積書(修復業者様の変更)、推薦書の修正・差し替え等は一切できませんので、応募の申請にあたっては必ず内容をご確認ください。ただし、入札の実施等によるやむを得ない事情で修復業者様の変更となる場合で、申請書提出の際に「修復業者様の変更の可能性はある」旨のご申告を頂いた場合は、修復業者様および見積書の差し替え変更をお認めしています。

5. 選考方法・結果通知等

①選考方法

当財団が定める期間内に応募があった事業から当財団理事会により慎重審議のうえ、その申請案に基づき当財団理事会にて理事長が決定する。

②選考基準

助成事業実施により対象文化財における文化的価値の維持や向上が見込まれることを主たる採択基準とします。また、事業の緊急性、事業の妥当性、助成の必要性を勘案するものとする。

③選考への協力をお願い

所定の申込書、推薦書の提出に加え、更に詳しい書類等の提出、助成対象物の確認、所有者(管理責任者)、推薦者の面接・ヒアリング等をさせて頂くことがありますのでご協力ください。

④結果通知等

イ. 結果は決定後すみやかに申込者各位宛に書面またはメールで通知されます。なお「助成先一覧」は、本財団インターネットホームページ(以下、本財団ホームページ)上に掲載するほか各種(新聞、学会ニュース等)にも掲載を依頼致します。

ロ. 採否の理由についてのご照会には一切回答致しかねますので、ご了承下さい。

⑤助成決定時の義務・条件

イ. 選考の結果、助成対象者となられた場合は、財団所定の「助成承諾書」を別途提出頂き、これにより保存、修復事業の経過・完了の報告、収支会計報告、その他用途変更事前相談手続等の義務を負って頂く事になります。また、修復業者の修理報告書の写しを提出して頂きます。

ロ. 本助成による保存、修復事業に伴う結果について当財団は一切責任を負いません。

ハ. 同美術工芸品の保存、修復事業が本財団の助成による保存、修復であることを公開時に明記して頂きます。

ニ. 保存、修復事業の経過・完了の当財団宛の報告については、当財団が公表することに同意をお願いします。

ホ. 助成金贈呈式の日時は理事会にて決定し当確者に連絡いたします。

ヘ. 個人情報取扱いについて

①個人情報は利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用致します。

②法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

⑥助成金の交付

イ. 原則として助成事業の終了報告をもとに当財団で事業の終了を確認した後、事業実施者指定の預金口座に振り込むものとする。

6. 助成を受けたものの義務

①助成事業終了後60日以内に所定の様式により、当財団に報告書を提出するものとする。報告書には助成金の支出を証明することのできる受領書等を添えるものとし、これらを含めた副本を助成事業が完了した翌年4月から起算して5年間、事業実施者のもとに保管するものとする。

②諸般の事情により、助成金を活用した事業計画を変更もしくは縮小または中止しようとするときは、事前に当財団に報告し、承認を得なければならない。

7. その他

①反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくはグループからの応募は受け付けられません。

②本事業による助成金が適切に使われていないことが明らかになった場合は、助成の決定を取り消し、返還を求めることができる。

お問い合わせ先

お問い合わせは、原則メールでお願いします。(複数のメンバーで共有しておりますことと、在宅勤務などで事務所を外すこともございますので、まずは、メールにてお問い合わせをお願いします。ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。)

・申請書類一式のご提出前

お問い合わせいただく際は、マイページを取得されている場合は、メールにログインIDを記載してください。

・申請書類ご提出後

応募者マイページの「お問い合わせはこちら」よりお願いします。